

目 次

はじめに 1

1 広島県における学校評価導入の背景と意義

学校評価導入の背景 2
アカウンタビリティの徹底 2
マネジメントサイクルの導入 3

2 広島県における学校評価システムについて

(1) 学校評価システム導入の目的 4
(2) 学校評価システムの概要 4
 経営目標の設定 4
 学校における評価組織 5
 自己評価と外部からの評価 5
 評価領域・評価項目 6
 評価にもとづく改善 7

おわりに 8

<資 料>

○ 広島県学校評価システム検討会議設置要綱 9
○ 広島県学校評価システム検討会議委員名簿 10
○ 広島県学校評価システム検討会議審議経過 11
○ 学校評価システム導入事業実践研究協力校の実践状況 12

1 広島県における学校評価導入の背景と意義

学校評価導入の背景

中央教育審議会答申（平成10年9月）や教育改革国民会議（平成12年12月）などにおいて、学校は教育目標や教育計画等を保護者や地域住民に説明するとともに、その達成状況を自己評価するなど、学校評価を導入し、教育活動全般の改善につなげていくことが提案されている。

また、国においては、平成14年4月1日付けで学校の設置基準（文部科学省令）に自己点検評価の実施及びその結果の公表について規定することとしている。

本県においては、平成10年5月に当時の文部省からは是正指導を受けて以来、教育の公開性と中立性を柱として県民の願いや要望を踏まえ、開かれた学校づくりの推進、学校体制の確立及び教育内容の充実等を図り、信頼される公教育の基盤づくりに努めてきている。特に、開かれた学校づくりの推進については、学校評議員を積極的に導入するなど教育内容や活動について保護者や地域住民に説明責任を果たす取り組みを行ってきている。

さらに、平成12年11月に出された県政中期ビジョン「ひろしま夢未来宣言」において、「新たな『教育県ひろしま』の創造」を県政の柱の一つとして位置付け、信頼される学校づくりや確かな学力の定着・向上、豊かな心をはぐくむ教育の推進などをめざした取り組みを積極的に進めているところである。

アカウンタビリティの徹底

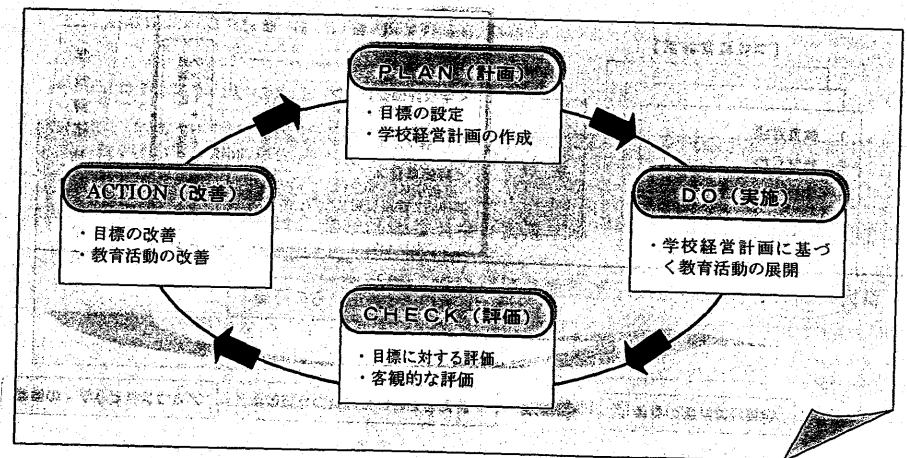
学校が保護者や地域住民の信頼に応え、家庭や地域と一体となって教育活動を展開していくためには、学校の目標、活動状況、成果など教育活動全般の情報を積極的に発信し、学校は、保護者や地域からの意見や要望に的確に応え、その取り組みや結果を説明するというアカウンタビリティ（説明責任）を果たしていくことが求められている。

そのためには、学校教育活動の過程や成果を明らかにすることができる学校評価システムを導入することが有効である。

マネジメントサイクルの導入

これまでも学校においては、目標を立て、実践した後、その内容や活動に評価を行う取り組みは行われていたが、教育目標や教育計画などが、具体的で検証可能なものとなっていなかったため、客観的で十分な評価が行われず、教育活動の改善や次年度の目標に反映されていないという状況が見られた。

そこで、これからの学校においては、次の図に示すようなPLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACTION（改善）というマネジメントサイクルの考え方をあらゆる場面において導入し、PLAN（計画）の段階から、客観的な評価が可能となるような計画を策定すれば、これまでの不十分であったCHECK－ACTIONの取り組みをより一層充実させるものにつながっていくと考える。



このようなマネジメントサイクルを導入することにより、教育の質の向上を図ることが期待できる。

また、評価結果を公表することにより、更なる教育活動の改善に生かしていく工夫ができると考える。

なお、単年だけでなく3年、6年という中長期的な視点に立ったマネジメントサイクルを考えることも必要である。

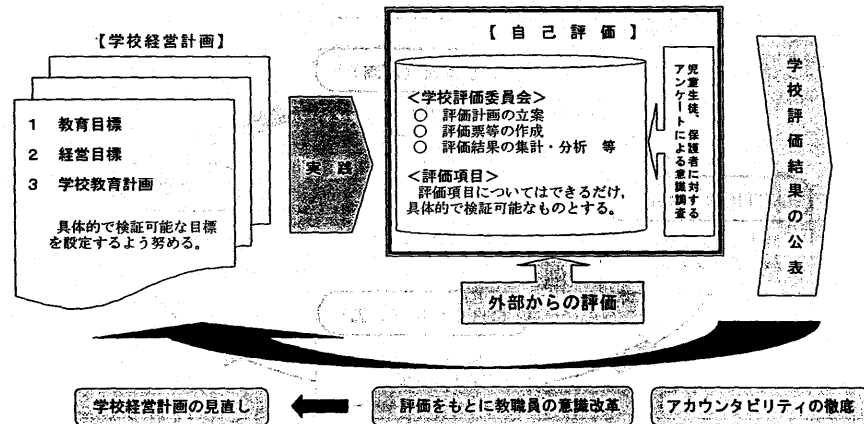
2 広島県における学校評価システムについて

(1) 学校評価システム導入の目的

学校は、教育活動全般について客観的・総合的に評価して教育活動を改善するとともに、その結果を公表するなどアカウンタビリティを徹底することにより、「教育の質の向上」をめざす。

(2) 学校評価システムの概要

本県においては、次のような学校評価システムを導入することが望ましい。



ア 経営目標の設定

学校は教育目標を達成するために、具体的・客観的で検証可能な経営目標を設定する。

抽象的な教育目標は、学校が目標を達成したかどうか明確にならないため、教育目標を具体的に・客観的に検証可能にした経営目標を設定する必要がある。

また、児童生徒、保護者、地域住民に対して説明していくためにも、具体的でわかりやすい経営目標を設定する必要がある。

イ 学校における評価組織

学校全体で学校評価に取り組む態勢づくりを行うため、校長が学校評価委員会を組織する。校長、教頭及び校長の指名する教職員を学校評価委員会の構成員とする。

学校評価委員会は、学校評価計画の立案、学校評価の実施及び集計並びに改善につながる分析・考察を行う学校の内部組織とする。

学校が、教育活動全般について評価し改善を図ることは、学校の責務と考えられるため、学校評価委員会の構成員は、校長、教頭及び校長の指名する教職員とする。

ただし、保護者や地域住民に対しての評価票を作成する場合など、校長が必要に応じて保護者や地域住民の意見を聞くことは考えられる。

ウ 自己評価と外部からの評価

自己評価及び必要に応じて外部からの評価を行う。

自己評価については、学校評価委員会が実施する。

外部からの評価には、外部評価（学校が評価者を選ぶ）及び第三者評価（教育委員会が評価者を選ぶ）がある。

学校評価システムを学校に導入する場合、まずは自己評価に重点的に取り組む必要がある。

自己評価を行う際には、学校の当事者である教職員、児童生徒、保護者に対するアンケート意識調査などにより意見を聞くことが考えられる。

また、評価を客観的・総合的に行うためには、自己評価と同時に外部からの評価を実施することが望ましいが、外部からの評価については、評価項目や評価方法等の更なる実践研究が望まれる。

第三者評価については、小規模な町村の場合、学校単位で外部評価を行うより、町村教育委員会が評価者を選び、第三者評価を行った方が効果的な場合も考えられる。評価組織の在り方や評価項目等の実践研究が望まれる。

エ 評価領域・評価項目

評価領域については、すべての学校に共通する評価領域と学校独自の評価領域がある。

評価項目については、できるだけ具体的・客観的で検証可能なものとする。

「すべての学校に共通する評価領域」は、「授業研究・改善」、「生徒指導」、「情報発信」など、すべての学校が必ず取り組むべき領域である。

「学校独自の評価領域」については、学校の特色づくりとつながるものであるため、児童生徒や地域の実態を踏まえて作成する必要がある。

評価項目は児童生徒や保護者、地域住民にとってわかりやすいものでなければならない。そういった意味においても、できるだけ具体的・客観的で検証可能なものとする必要がある。

また、評価項目の設定に当たっては、校長の権限と責任を制約することがないように留意する。

評価項目によっては数値化できないものも考えられるが、児童生徒や保護者等にアンケート調査を行うことによってできるだけ客観的なものにすることが求められる。

(具体的で検証可能な評価項目の例)

- ・到達度状況調査における通過率の増加
- ・授業研究の実施回数及び実施教職員数
- ・図書の出借冊数の増加
- ・問題行動発生件数の減少
- ・遅刻者数の減少
- ・Webページの作成・更新
- ・PTA活動への参加者数

など

実践研究協力校の実践を見ると、項目数が多くなる傾向にあるが、評価を効率的・重点的にを行うために、必要最低限の項目とする必要がある。

具体的な評価項目については、より一層の実践研究が望まれる。

オ 評価にもとづく改善

評価が評価だけで終わることなく、評価を改善に生かせるように評価項目などを各学校において工夫する。

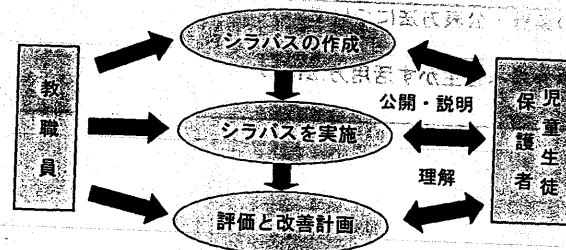
学校評価システム導入の意義を達成するためには、評価をとおして改善に生かしていく事が求められる。評価項目を作成する段階から、そのことをめざした各学校の工夫が必要である。

評価を改善に生かしていくためには、評価項目だけでなく、評価の実施時期や公表方法なども重要であり、今後の実践研究が望まれる。

(改善に生かすための評価工夫例)

「シラバスを作成しているか否か。」という評価項目だけでは、その内容の改善にはつながりにくい。そのため、「シラバスに基づいて授業が実施されているか否か。」「シラバスに基づいた授業評価や授業改善がなされているか否か。」などそれぞれの段階における評価項目を工夫することが必要である。

その際、教職員や児童生徒・保護者からそれぞれ意見を求めるなどの工夫も考えられる。



※ シラバスとは、学習目標、学習内容、学習方法及び評価の観点等を含んだ詳細な年間授業計画をいう。

< 資 料 >

広島県学校評価システム検討会議設置要綱

(設置目的) 教育委員会が、学校評価システムの構築を

第1条 本県における学校評価システムの在り方に関して検討するため、広島県学校評価システム検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について、検討する。

- (1) 本県の実情に即した学校評価システムの基本的な方向について
- (2) 標準的な学校評価システムの構築について
- (3) その他、学校評価システムに関することについて

(委員)

第3条 検討会議は、委員15名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者及び教育行政に識見を有する者の中から教育長が委嘱する。

(会長)

第4条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、検討会議全体を掌理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、広島県教育委員会事務局教育部教育企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月17日から施行する。

広島県学校評価システム検討会議委員名簿

氏名	役職等	備考
井上高明	(株)広島銀行研修所長	
榎田好一	広島県教育委員会教育部長	会長代理
岡本茂信	広島市教育委員会学校教育部長	
河野正臣	廿日市市立阿品台中学校長	
佐々木正之	広島県PTA連合会会長	H13.12.6まで
福原典子	広島県PTA連合会副会長	H13.12.19から
神頃万亀子	河内町教育委員会教育長	
砂田勝彦	県立尾道北高等学校長	
長尾眞文	広島大学教育開発国際協力センター教授	会長
花咲法子	尾道市立木ノ庄東小学校長	
林孝	広島大学大学院教育学研究科助教授	
旭爪勝	中国電力(株)研修センター所長	
福万建策	福山市教育委員会教育長	
安森讓	県立広島国泰寺高等学校長	
渡邊綾子	広島県高等学校PTA連合会会長	

(計14名)

広島県学校評価システム検討会議審議経過

区分	開催月日	審議事項
第1回	平成13年 8月27日	会長、会長代理選出 協議 検討会議の傍聴及び議事録の公開 学校評価システム導入モデル事業 学校評価システムの基本的な考え方
第2回	平成13年12月19日	協議 学校評価の目的 学校評価の組織 学校目標の設定 評価者 評価内容・指標 評価の実施手法 の在り方
第3回	平成14年 3月19日	中間まとめの検討

学校評価システム導入モデル事業実践研究協力校の実践状況

1 評価委員会の構成

(単位：校数)

区 分	小学校	中学校	県立学校
校長、教頭のみ	—	—	—
校長、教頭、部長（事務長、教務主任等を含む、以下同じ）	—	1	2
校長、教頭、教職員	—	1	1
校長、教頭、部長、教職員	4	3	4
校長、教頭、部長、教職員、PTA代表	—	—	1
校長、教頭、部長、教職員、学校評議員	1	—	—
校長、教頭、教職員、PTA代表、学校評議員	—	1	—
校長、教頭、部長、教職員、PTA代表、学校評議員	1	—	—
教頭、部長、教職員、PTA代表、学校評議員	—	—	1
校長、教頭、部長、教職員、PTA代表、学校評議員、生徒代表	—	—	1

2 アンケート調査対象者

(単位：校数)

区 分	小学校	中学校	県立学校
校長、教職員のみ	—	—	—
校長、教職員、保護者（PTA代表者のみを含む）	—	—	—
教職員、児童生徒、保護者	—	1	1
校長、教職員、保護者、学校評議員	—	1	1
校長、教職員、保護者、学校評議員、地域住民	—	—	1
校長、教職員、児童生徒、保護者（下記に該当しない）	1	1	—
自己評価者、地域住民	2	—	—
自己評価者、卒業生・同窓会	—	—	1
自己評価者、学校評議員	3	3	—
自己評価者、学校評議員、他校種教職員	—	—	1
自己評価者、学校評議員、キャリアアドバイザー	—	—	1
自己評価者、学校評議員、卒業生・同窓会、中学生	—	—	1
自己評価者、学校評議員、地域住民、他校種教職員	—	—	2
その他	—	—	1

3 評価実施時期

(単位：校数)

区 分	11月	12月	1月	2月	3月	その他
小学校	3	2	—	2	—	—
中学校	2	1	3	1	1	—
県立学校	1	3	4	2	1	1

複数月実施校がある。11月12月実施1校、12月1月実施1校、12月2月実施1校、1月2月実施1校、1月3月実施1校

4-1 アンケート調査項目実施率【教職員用】(単位：%)

区 分	小学校	中学校	県立学校
教育目標	100	100	80
経営方針	83	83	50
組織運営	100	83	50
研究・研修	100	100	50
教育課程	100	100	70
教科指導	100	100	90
道 徳	100	100	—
学級活動	100	83	50
学校行事等	100	83	80
生徒指導	100	100	90
進路指導等	—	100	90
健康安全指導	100	83	70
情報・文書	50	33	50
施設・設備	83	100	60
出納・経理	67	33	20
地域連携	100	83	50
服 務	50	—	—
評 価	33	—	—

4-2 アンケート調査項目実施率【教職員以外用】(単位：%)

区 分	小学校	中学校	県立学校
教育目標	100	100	80
経営方針	83	50	50
組織運営	33	17	40
研究・研修	33	17	20
教育課程	67	67	70
教科指導	83	67	80
道 徳	83	50	—
学級活動	50	17	50
学校行事等	83	83	80
生徒指導	100	100	90
進路指導等	—	67	80
健康安全指導	50	67	50
情報・文書	33	33	50
施設・設備	83	100	60
出納・経理	—	17	20
地域連携	100	100	50
服 務	—	—	—
評 価	17	17	—

